

資 料 編

- 栄町後期基本計画についての諮問書 —————▶

栄 総 第 1 9 1 号
栄町総合計画審議会 様

栄町後期基本計画（案）について（諮問）

このことについて、栄町総合計画審議会設置条例第2条の規定により諮問します。

平成19年2月19日

栄 町 長 川 崎 吉 則

● 栄町後期基本計画についての答申書 —————◆

栄 総 審 第 1 号
平成 19 年 3 月 23 日

栄町長 川崎 吉則 様

栄町総合計画審議会
会長 徳 永 巖

栄町後期基本計画について（答申）

平成 19 年 2 月 19 日付け栄総第 191 号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会では、平成１９年２月１９日に「栄町後期基本計画」(案)について諮問を受け、慎重に審議を重ねてきた。

本計画は、平成１２年度に改定した「栄町基本構想」におけるステップ１(１０年間)の後期の計画として、基本構想の理念、将来像を踏まえつつ、平成２２年度における目指す社会の姿を新たに設定し、分野ごとに町民と行政が目指す姿、目標及びその実現のために展開する施策を示しており、その姿勢は高く評価できる。

また、今後も厳しい財政状況が続くものと予測され、少子高齢化の進展、住民ニーズの多様化・高度化、分権型社会の構築といった社会経済情勢の変化が一段とスピードを増しており、将来にわたって足腰の強い自治体となるために極めて重要な時期を迎えている中で、本計画は、「健康づくり」を核として協働によるまちづくりを進めていくために、行政と町民との役割分担を明確にするとともに、施策の成果の数値目標を設定し、何を達成しようとしているのかが分かるようになっており、諮問された素案は「使える計画」として概ね妥当なものであると認める。

なお、審議の結果下記の意見を付帯するので、計画の推進にあたり十分配慮されるよう要望する。

記

- 1 安定した財政基盤を確立するために、定住人口と観光客等による交流人口の増加対策を早急に具体化し、将来の歳入増加を図る施策を積極的に推進されたい。
- 2 本町は３０代を中心に団塊世代のジュニアが少なく、少子高齢化とともに深刻な課題となっている。このため、若者世代が戻るようなＩターン、Ｕターン施策を推進するとともに、若年層が住みやすい環境づくりに重点的に取り組まれたい。
- 3 土地利用については、魅力あるまちづくりのために、将来の新市街地や商業地等の整備を睨んだ都市計画の見直しを念頭におきながら、土地利用方針を踏まえた町全体の適正かつ具体的な計画を策定されたい。

- 4 分権型社会にあっては、町民と行政の役割分担を明確にした上で、相互の信頼関係に基づく協働によるまちづくりが重要であるため、主体的な地域活動が活発化するような新たな仕掛けや、協働の仕組みづくりを積極的に推進されたい。また、町民を支援する職員一人ひとりの資質と能力が問われることから、多様な研修や経験の付与などによる人材育成を強化されたい。
- 5 高齢化に伴い増加する交通弱者が不便なく日常生活を送れるよう、各地区における生活圈や公共機関の利用状況を鑑みた上で、町内の交通利便性の向上について検討されたい。
- 6 少子化に伴い発生する学校余裕教室やふれあいプラザさかえ等の公共施設の有効な活用について、地域住民と子どもたちとの交流機会の拡大や、町民の健康づくりや地域活動の拠点としての利用方策を検討し、積極的に推進されたい。
- 7 行政ニーズの広域化・高度化に対応するため、近隣市町村との連携を一層強化し、事務事業の広域化や施設の共同利用について検討するなど、広域的諸問題の解決へ積極的に取り組まれたい。
- 8 施策の成果の達成状況を測るモノサシとして成果指標を設定しているが、指標の内容や目標値の根拠には改善が必要なものが見受けられるので、今後施策を展開していく中で研究・工夫を行い、町民にとって理解しやすい指標の設定に努められたい。
- 9 計画の推進にあたっては、可能な限り短いスパンで施策・事業の進行管理を継続的に行うとともに、実施後における成果の測定・評価は、行政内部にとどまらず、本審議会を含めて外部機関により効果的・効率的な見直しが可能となるような仕組みづくりを検討されたい。
- 10 この計画は町民の力を得るためのものでもあるため、多くの町民が理解し、情報の共有が図れるよう、広報紙・ホームページにおける周知方法の工夫をはじめ、計画概要版の配布などにより、積極的な情報提供に努められたい。

● 栄町総合計画審議会設置条例

昭和 43 年 9 月 30 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 栄町総合計画等の策定に伴う必要な調査、審議をするため栄町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ栄町総合計画等に関する事項について調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審議会の委員は 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて町長が委嘱する。

(1) 各種行政委員会の関係者

(2) 各種公共団体の関係者

(3) 知識経験を有する者

(4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員中その職にあるため委員となった者の任期は、その在職期間中とする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。副会長は、会長に事故があるときは、これを代理する。

4 会長及び副会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年5月2日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月8日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の栄町総合開発審議会設置条例第3条第2項の規定により委嘱されている者は、改正後の栄町総合計画審議会設置条例第3条第2項の規定により委嘱された者とみなす。

附 則(平成12年6月16日条例第31号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月13日条例第20号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成15年3月19日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の第3条第2項の規定により町議会議員のうちから栄町総合計画審議会の委員として委嘱された者は、この条例による改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、当該委員としての任期が満了するまでの間、引き続き栄町総合計画審議会の委員として在任するものとする。

附 則(平成16年6月18日条例第9号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

● 栄町総合計画審議会委員名簿 ➡

(順不同)

徳 永 巖	会 長
小 松 省 三	副会長
佐 藤 光 子	
川 上 榮 一	
河 野 通 俊	
小 松 愛 子	
浅 倉 純 夫	
中 澤 一 夫	
猪 瀬 勝 雄	
石 井 洋一郎	
大久保 靖 夫	
桑 原 裕	
菊 川 一 平	
田 村 美枝子	
塚 田 湧 長	

● 策定経過

<平成16年>

11月3日 ～12月25日	町民総意識調査（小中学生意識調査）実施
------------------	---------------------

<平成17年>

4月1日	第1回策定会議開催	策定会議は政策会議と兼務する（以下同じ）。
5月9日	第2回策定会議開催	
5月31日	第3回策定会議開催（策定方針決定）	
6月30日	第4回策定会議開催	

<平成18年>

1月12日	第1回策定専門会議
1月12日	「行政経営改革宣言」発表
2月14日	第5回策定会議開催
2月22日	第2回策定専門会議
2月28日	第6回策定会議開催（行政経営改革導入計画決定）
3月8日 ～3月31日	業務棚卸作業実施
5月12日	第7回策定会議開催
5月19日	第8回策定会議開催
6月1日 ～6月20日	業務棚卸表修正作業実施及び班ミッション策定
6月2日	第9回策定会議開催
6月12日	第10回策定会議開催
6月20日	第11回策定会議開催
7月4日	第12回策定会議開催
6月23日 ～7月14日	平成17年度事務事業評価（決算評価）実施
8月23日 ～10月5日	施策分析作業実施／課の経営戦略策定
10月17日	第13回策定会議開催
10月25日	第14回策定会議開催
10月30日	第1回栄町総合計画審議会開催
11月13日	第15回策定会議開催
11月17日	第16回策定会議開催
12月21日	第17回策定会議開催

<平成19年>

1月16日	第18回策定会議開催（素案決定）
1月22日 ～2月18日	パブリックコメント実施
2月19日	第2回栄町総合計画審議会開催（諮問）
3月5日	第3回栄町総合計画審議会開催
3月23日	栄町総合計画審議会から答申書の提出
3月26日	第19回策定会議開催（計画決定）

➤ 町民総意識調査

目 的	基本計画の策定にあたり、今までの町の取り組みについて町民の皆さんがどのように評価し、現在何を求めているかを把握することにより、まちづくりに町民の意向を反映させるため。
調 査 期 間	平成16年11月3日～12月25日
対 象	平成16年11月1日現在の住民基本台帳による全世帯（外国人登録台帳を含む） 8298世帯
調 査 方 法	郵送配布 / 郵送回収
回 収 率	45.35%

➤ 小中学生意識調査

目 的	次代を担う子供たちの意見を基本計画に反映し、ずっと住み続けたいまちづくりを推進していくため。
調 査 期 間	平成16年11月10日～12月8日
対 象	町内に在住する小中学校の全児童生徒
調 査 方 法	町内各学校から配布・回収 / 町外通学生徒には郵送配布・回収
回 収 率	93.74%

➤ パブリックコメント

目 的	後期基本計画の素案を事前に公表し、まちづくりに対する幅広い意見や提言を参考にしながら最終的に取りまとめるため。
期 間	平成19年1月22日～2月18日
方 法	広報さかえ / ホームページ / 公共施設での閲覧 持参 / 郵送 / ファクシミリ / 電子メールによる意見等の提出
意 見 数	4名、7件